

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

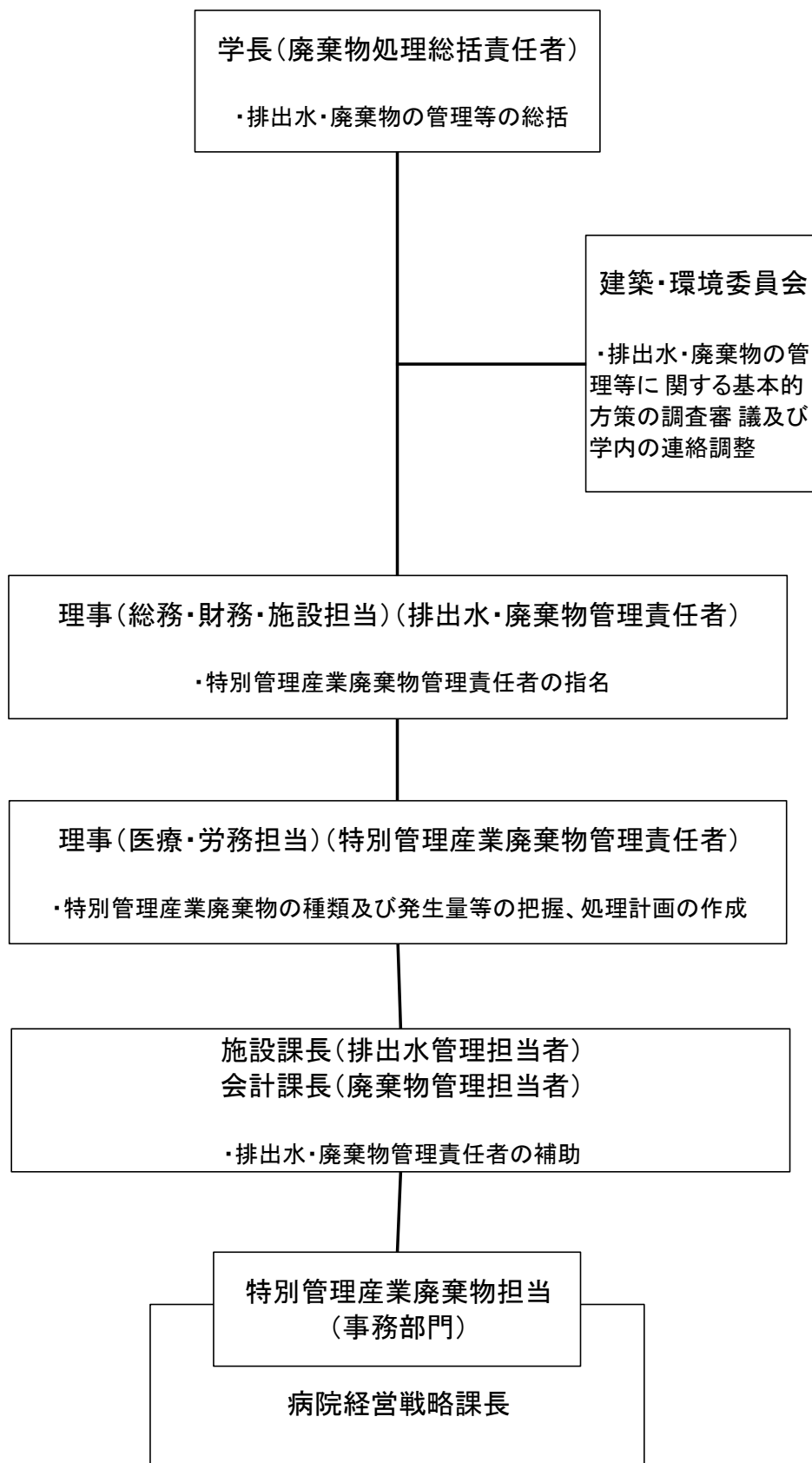
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書			
令和6年 6月 26日			
大津市長 殿			
提出者			
住 所 滋賀県大津市瀬田月輪町			
氏 名 国立大学法人滋賀医科大学長 上 本 伸 二			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 077-548-2039			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。			
事業場の名称	国立大学法人滋賀医科大学		
事業場の所在地	滋賀県大津市瀬田月輪町		
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	学校教育（日本標準産業分類コード 中分類81）		
② 事業の規模	603床		
③ 従業員数	1,464人		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>病院（診療） ↓ （感染性廃棄物）保管場 ↓ 【委託】 中間処理（焼却）施設 ↓ 燃え殻 ↓ 【委託】 最終処分（管理型埋立）</td><td>大学（教育／研究） ↓ （廃試薬／汚泥等）保管 ↓ 中間処理（中和／凝集沈 ／焼却等）施設 ↓ 中和液／汚泥／燃え殻等 ↓ 最終処分（埋立等）</td></tr></table>	病院（診療） ↓ （感染性廃棄物）保管場 ↓ 【委託】 中間処理（焼却）施設 ↓ 燃え殻 ↓ 【委託】 最終処分（管理型埋立）	大学（教育／研究） ↓ （廃試薬／汚泥等）保管 ↓ 中間処理（中和／凝集沈 ／焼却等）施設 ↓ 中和液／汚泥／燃え殻等 ↓ 最終処分（埋立等）
病院（診療） ↓ （感染性廃棄物）保管場 ↓ 【委託】 中間処理（焼却）施設 ↓ 燃え殻 ↓ 【委託】 最終処分（管理型埋立）	大学（教育／研究） ↓ （廃試薬／汚泥等）保管 ↓ 中間処理（中和／凝集沈 ／焼却等）施設 ↓ 中和液／汚泥／燃え殻等 ↓ 最終処分（埋立等）		

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排 出 量	365.750 t	3.302 t
	（これまでに実施した取組） 本学の特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物の発生量は、附属病院の診療体制等により左右されるために発生量の削減の見通しは立てにくい状況である。よって、現状維持として2022年度の排出量を目標に設定して感染性廃棄物の更なる排出の抑制に努めた。また、その他の特別管理産業廃棄物については教育・研究用の実験等で使用された廃液を保管していたものである。		
②計画	【目標】 別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排 出 量	365.750 t	3.302 t
	（今後実施する予定の取組） 本学の特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物の発生量は、附属病院の診療体制等により左右されるために発生量の削減の見通しは立てにくい状況である。よって、現状維持として2023年度の排出量を目標に設定して感染性廃棄物の更なる排出の抑制に努める。 また、その他の特別管理産業廃棄物については教育・研究用の実験等で使用された廃液を保管していたものであり、適正な使用に努める。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物としては、注射筒、注射針、メス、シャーレ、スピッツ、プレート、ダイヤライザー、血液回路、カテーテル類、チューブ類、輸血セット、血液バッグ、ガーゼ類、綿類、手袋、包帯、測定紙類、スライド類、検尿カップ、ディスプレイシート、ディスプレイタオル、紙おむつ、ギプス類、ティッシュペーパー、ポリコップ、排液ボトル等がある。また、分別に関しては血液（体液）で汚染された廃棄物は専用段ボール箱（バイオハザードマーク：橙色）、血液（体液）を含んだもの並びに鋭利なものは専用ポリ容器（バイオハザードマーク：黄色）に入れて廃棄している。 その他の特別管理産業廃棄物についても、指定のポリ容器及び試薬瓶等に入れて廃棄している。		
	②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物としては、注射筒、注射針、メス、シャーレ、スピッツ、プレート、ダイヤライザー、血液回路、カテーテル類、チューブ類、輸血セット、血液バッグ、ガーゼ類、綿類、手袋、包帯、測定紙類、スライド類、検尿カップ、ディスプレイシート、ディスプレイタオル、紙おむつ、ギプス類、ティッシュペーパー、ポリコップ、排液ボトル等がある。また、分別に関しては血液（体液）で汚染された廃棄物は専用段ボール箱（バイオハザードマーク：橙色）、血液（体液）を含んだもの並びに鋭利なものは専用ポリ容器（バイオハザードマーク：黄色）に入れて廃棄するよう周知徹底を図る。 その他の特別管理産業廃棄物についても、指定のポリ容器及び試薬瓶等に入れて廃棄するよう周知徹底を図る。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
c	【前年度（ 2023 年度）実績】 別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとお		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全 処 理 委 託 量	365.750 t	3.302 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	365.750 t	3.302 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	本学の特別管理産業廃棄物については、指定の保管場所で管理し、できるだけ一括して廃棄するよう努めた。		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全 処 理 委 託 量	365.750 t	3.302 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	365.750 t	3.302 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 本学の特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物の発生量は、附属病院の診療体制等により左右されるために発生量の削減の見通しは立てにくい状況であるが、できる限り抑制するよう努める。 その他の特別管理産業廃棄物については、教育・研究用の実験等で使用された廃液を保管していたものであり、適正な使用に努める。		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2023 年度) 実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		369.185 t	
(今後実施する予定の取組等) 当院では既に、電子マネIFESTを導入し、活用している。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類 現状と計画	pH2.0以下の廃酸		廃PCB等・PCB汚染物・ PCB処理物		廃油（基準値を超える有 害物質を含むもの）	
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
排出量	0.012 t	0.012 t	0.100 t	0.100 t	0.001 t	0.001 t
これまでに実施した取組	本紙のとおり					
今後実施する予定の取組	本紙のとおり					
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量						
これまでに実施した取組						
今後実施する予定の取組						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量						
これまでに実施した取組						
今後実施する予定の取組						
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量						
これまでに実施した取組						
今後実施する予定の取組						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
全処理委託量	0.012 t	0.012 t	0.100 t	0.100 t	0.001 t	0.001 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.012 t	0.012 t	0.100 t	0.100 t	0.001 t	0.001 t
再生利用業者への処理委託量						
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
これまでに実施した取組	本紙のとおり					
今後実施する予定の取組	本紙のとおり					

産業廃棄物の種類 現状と計画		廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)							
		現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
排出量		0.020 t	0.020 t						
これまでに実施した取組		本紙のとおり							
今後実施する予定の取組		本紙のとおり							
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量									
これまでに実施した取組									
今後実施する予定の取組									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量									
これまでに実施した取組									
今後実施する予定の取組									
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量									
これまでに実施した取組									
今後実施する予定の取組									
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
全処理委託量		0.020 t	0.020 t						
優良認定処理業者への処理委託量		0.020 t	0.020 t						
再生利用業者への処理委託量									
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
これまでに実施した取組		本紙のとおり							
今後実施する予定の取組		本紙のとおり							